

日鳥協発第18 - 228号
平成19年2月7日

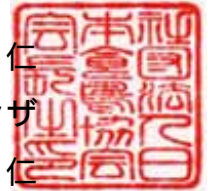
関係各位様

(社)日本食鳥協会

会長 芳賀 仁

高病原性鳥インフルエンザ

関係対策本部長 芳賀 仁



宮崎県清武町における高病原性鳥インフルエンザに
係る移動制限区域等の解除などのお知らせ

宮崎県は7日午前零時、初確認された清武町に係る移動制限を解除されました。これは県対策本部と農水省の協議を経て解除されたもので、これまで必要な防疫措置がとられ、感染拡大の可能性が低いと判断されたことによるものであり、なお、今後とも3ヶ月間は区域の監視が継続されるものです。ともあれ、原発農場から拡散することなく、27日振りに今日を迎えられたことは、移動制限区域の皆様はもとより、防疫の任に当たられた関係の方々に厚く敬意を表する次第です。

また、岡山県高梁市においては、岡山県が移動制限区域内の家きんを飼養している17農場及び愛玩鳥を飼養している12戸について、家きんの血液や粘膜を採取し、ウィルス分離検査及び血清抗体検査をされたところ全ての農場で陰性が確認され、第1次清浄性検査の結果、異常が認められなかったとのことであり、宮崎県新富町においても同様に、宮崎県が移動制限区域内の家きんを飼養している80農場及び愛玩鳥を飼養している10戸について、ウィルス分離検査及び血清抗体検査をされたところ全ての農場で陰性が確認され、第1次清浄性検査の結果、異常は認められなかったとのことです。

新富町の発生農場の鶏糞処理、鶏舎の消毒などの防疫作業は、本日中(7日)に終了する見込みとの報道があることから、移動制限区域の新たな展開が見込まれる状況になりつつあります。

なお、宮崎県の要請を受け、他府県の家畜防疫員が11府県から15名が派遣さ

れるとのことです。

以上、関係のプレスリリースを別紙 1 から 4 の通りお知らせします。

おって、発生 4 事例のうち、初発分を封じ込め、制限解除という一つの山を越えられましたが、なお、春寒の季、ウィルスには活力がありますし、他の 3 事例の区域は大きな荷重と戦われており、区域以外の方々におかれましても、引き続き、特定家畜伝染病の発生、まん延防止対策の実施方をお願いいたします。

別 紙 プレスリリース

- 別紙 1 宮崎県清武町における高病原性鳥インフルエンザに係る移動制限区域等の解除について
- 別紙 2 岡山県における高病原性鳥インフルエンザに係る第 1 次清浄性確認検査結果について
- 別紙 3 宮崎県新富町における高病原性鳥インフルエンザに係る第 1 次清浄性確認検査結果について
- 別紙 4 宮崎県日向市における高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う他府県からの家畜防疫員の現地派遣について

鶏肉、鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザウィルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

別紙1

プレスリリース

平成19年2月6日
農林水産省

宮崎県清武町における高病原性鳥インフルエンザに係る 移動制限区域等の解除について

今回の宮崎県清武町における高病原性鳥インフルエンザの発生に伴い設定された移動制限区域及び搬出制限区域については、2月7日午前0時に制限が解除されることとなりましたので、お知らせします。

【報道機関へのお願い】

1. **現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあることから、厳に慎むようお願いいたします。**
2. 今後とも、本病に関する情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、ご協力をお願いします。

鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

【問い合わせ先】
農林水産省消費・安全局動物衛生課
担当：山口
代表：03-3502-8111(内線 3202)
直通：03-3502-0767

別紙2

プレスリリース

平成19年2月7日
農林水産省

岡山県における高病原性鳥インフルエンザに係る 第1次清浄性確認検査結果について

今回の岡山県高梁市における高病原性鳥インフルエンザの発生に伴い設定された移動制限区域内にあり、現在、家きんを飼養している17農場及び愛玩鳥を飼養している12戸について、岡山県が第1次清浄性確認検査として、ウイルス分離検査及び血清抗体検査を実施した結果、異常は認められなかった旨連絡がありましたので、お知らせします。

なお、発生農場の防疫措置完了後、10日目以降に第2次清浄性確認検査が実施される予定です。

【報道機関へのお願い】

1. **現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあることから、厳に慎むようお願いします。**
2. 今後とも、本病に関する情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、ご協力をお願いします。

鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

【問い合わせ先】

消費林水産省消費・安全局動物衛生課
担当：山口
代表：03-3502-8111(内線 3202)
直通：03-3502-0767

別紙 3

プレスリリース

平成19年2月6日
農林水産省

宮崎県新富町における高病原性鳥インフルエンザに係る 第1次清浄性確認検査結果について

今回の宮崎県新富町における高病原性鳥インフルエンザの発生に伴い設定された移動制限区域内にあり、現在、家きんを飼養している80農場及び愛玩鳥を飼養している10戸について、宮崎県が第1次清浄性確認検査として、ウイルス分離検査及び血清抗体検査を実施した結果、異常は認められなかった旨別添[PDF:12KB]により公表しましたので、お知らせします。

なお、発生農場の防疫措置完了後、10日目以降に第2次清浄性確認検査が実施される予定です。

【報道機関へのお願い】

1. **現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあることから、厳に慎むようお願いいたします。**
3. 今後とも、本病に関する情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、ご協力をお願いします。

鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

【問い合わせ先】

消費林水産省消費・安全局動物衛生課
担当：山口
代表：03-3502-8111(内線 3202)
直通：03-3502-0767

別添

プレスリリース

平成19年2月6日
宮崎県農政水産部

新富町における高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う移動制限区域内の
第1次清浄性確認検査の結果について

2月3日から実施している移動制限区域内の清浄性確認のための検査(第1次清浄性確認検査)のうち、2月4日に検査材料を採取した36農場(検査羽数445羽)及び愛玩鶏9戸(検査羽数45羽)について、血清抗体検査及びウイルス分離検査を実施した結果、本日、全ての農場において陰性であることが確認され、第1次清浄性検査の結果、異常は認められませんでした。

【報道機関へのお願ひ】

高病原性鳥インフルエンザは、現場で取材される際などに、靴底や車両からウイルスが拡散する懸念があります。また、取材ヘリ等に起因する地元住民の皆様からの苦情や、防疫作業への影響が懸念されます。このため、発生農場はもとより、その周辺の農場における取材については、厳に慎むよう改めてお願いします。

今後とも、本病に関する情報の提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより、混乱することがないように、ご協力をお願いします。

鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

問い合わせ先
農政水産部農政企画課
電話番号：0985-26-7123
担当者：小倉、井上

別紙4

プレスリリース

平成19年2月6日
農林水産省

宮崎県日向市における高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う 他府県からの家畜防疫員の現地派遣について

今回の宮崎県日向市における高病原性鳥インフルエンザの発生に伴い、宮崎県の要請を受けて、他府県の家畜防疫員が現地へ派遣されることとなりましたので、お知らせします。

1. 派遣人数: 11府県 15名
2. 派遣期間: 2 / 8 (木) ~ 2 / 10 (土)
3. 作業内容: 日向市における清浄性確認検査 等

【報道機関へのお願い】

1. **現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあることから、厳に慎むようお願いします。**
4. 今後とも、本病に関する情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、ご協力をお願いします。

鶏卵、鶏肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的にも報告されていません。

【問い合わせ先】
農林水産省消費・安全局動物衛生課
担当: 山口
代表: 03-3502-8111 (内線 3202)
直通: 03-3502-0767